

# 和歌山県水泳連盟出張規程

(目的)

第1条 この規程は、和歌山県水泳連盟（以下「本連盟」と言う）役員及び本連盟より出張の命令又は依頼を受けた者が出張する際の基準を定めるものである。

(出張の命令・依頼及び対象会議等)

第2条 出張の命令又は依頼は、会長が文書又は口頭により行うものとする。

2 対象の会議等は以下の通りとする。

(1)公益財団法人日本水泳連盟関係

- ・評議員会
- ・加盟団体長会議
- ・全国専門委員長会議
- ・地域会議

(2)近畿水泳連盟関係

- ・会長、理事長会議
- ・専門委員長会議
- ・関西選手権関係

3 出張の命令又は依頼を受けた者は、別に定める出張届を提出し、会長の承認を得なければならない。

4 前各号に該当しない出張については会長が判断し決定する。

(旅費の種類)

第3条 この規程に基づく旅費とは、交通費（鉄道賃、船賃、航空賃、バス賃、自家用車等使用による費用弁償等）、宿泊費のことをいう。

(旅費の計算)

第4条 交通費は、最も経済的な通常の経路及び方法によって計算する。ただし、業務上の必要又は天災、その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって出張し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(旅費の支給・精算)

第5条 旅費の支給を受けようとする者は、所定の様式により申請し許可を得なければならない。

2 前払い又は概算払いにより旅費の支給を受けた者又は出張日の変更による旅費の追給若しくは返納を必要とする者は、毎月末日又は用件終了後2週間以内に旅費の精算をしなければならない。

(鉄道賃)

第6条 鉄道賃は、旅客運賃、急行料金及び特急料金の実費とする。

2 急行料金及び特急料金は、一つの券の有効区間ごとに計算するものとする。

3 急行列車を運行する線路による旅行で片道 50 k m 以上の場合は、急行料金を支給することができる。

4 特急列車を運行する線路による旅行で片道 65 k m 以上の場合は、特急列車料金（新幹線を除く）を、片道 100 k m 以上の場合は、新幹線特急料金を支給することができる。

(船賃)

第7条 船賃は、実費を支給することができる。

(航空賃)

第8条 航空賃は、緊急性若しくは経済性を勘案して、実費を支給することができる。

(バス賃)

第9条 バス賃は、実費を支給することができる。

(自家用車等)

第10条 利便性と経済性を勘案して、自家用車等を使用することができる。この場合、燃料代の費用弁償として1 kmあたり15円の金額で計算し支給する。また、高速道路等を利用する場合は、原則、ETC機器を使用することとし、通行料金を実費支給する。なお、レンタカーを使用する場合においても、車の借り上げにかかる費用を実費支給する。

2 自家用車等を使用して出張しようとする者は、あらかじめ出張届書により、自家用車等を使用して出張することを明らかにして出張命令権者の承認を得なければならない。

3 出張者は、他に同一目的地へ出張する者があるときは、出張者間で連絡調整の上、できる限り乗り合わせて出張するものとする。

4 自家用車等を使用して出張をした者が当該出張中に交通事故を起こし、第三者に損害を与えた場合において、その賠償額が自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)第5条に規定する自動車損害賠償責任保険及び任意保険により支払われた保険金額を超えるときであっても、出張者の過失の有無にかかわらず、本連盟は、その差額に相当する額を負担しない。

5 自家用車等を使用した場合の出張中における故障又は交通事故等による当該自動車等の損害については、出張者の過失の有無にかかわらず、本連盟は、その責任を負わない。

(宿泊費)

第11条 業務上の必要又は天災、その他やむを得ない事情により宿泊しなければならない場合、宿泊した夜数につき1万円を超えない範囲でその宿泊費を実費支給する。ただし、食事を伴う宿泊は支給の対象としない。また、車中又は船中に宿泊した場合は、宿泊費を支給しないで寝台料金の実費を支給する。

2 出発時間が午前6時以前、又は帰着時間が午後11時以降となる場合については、宿泊を認める。

(その他の費用の取り扱い)

第12条 出張中、やむを得ずタクシー等を利用した場合、又は用務遂行のために必要と認める通信費、運搬費、懇親会参加費等については請求により実費を支給する。

(日当)

第13条 居住地を出発し、帰着までに要する時間が4時間以内の場合は、2,000円を日当として支給し、4時間を超える場合は、4,000円を日当として支給する。

2 宿泊を伴う場合は、前項の居住地を宿泊場所と読み替え、出張に要する日数分の日当を支給する。

(出張中の災害の取り扱い)

第14条 出張中災害に遭い、又は傷病のため滞在を必要とした場合は、治療および滞在中に要した実費の全部又は一部を支給する。

(傷病者の家族の旅費の取り扱い)

第15条 出張中傷病にかかり、滞在を必要とする者の家族が看護のため滞在地に旅行する

場合は旅費、宿泊費の実費を支給することがある。

(旅費の調整)

第16条 会長は、出張目的の性質上又は出張先の事情、その他特別の事情により、この規程による旅費の支給が妥当でないと認めるときは、これを減額又は増額することができる。

2 この規程に定めるほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が定める。

(変更)

第17条 この規程は、総会において変更することができる。

附 則

この規程は、平成21年5月31日より施行する。

平成22年3月14日一部改正

平成25年5月12日一部改正（第10条）

平成26年2月15日一部改正（第1条、第2条、第3条、第10条）

平成27年11月29日一部改正（第13条）

平成29年3月19日一部改正（第13条）